

忘れていませんか？

古民家・空家
の利活用

テナント店舗
の利用



その前に必ずご相談ください！！

消防法令では建物の使用形態に変更が生じた場合、義務付けられる基準も変わる為、使用形態に応じた消防法令等に基づく指導（消防用設備の設置、防火管理者の選任、防災物品の使用など）を受ける必要があります。

事前相談なしに開業された結果、知らないうちに**消防法令違反**を犯しているかも知れません。

どのような場合が考えられる？

- テナント等に入居し事業等を開業する場合
- 空き家空き店舗等を利用し事業等を開業する場合
- 建物の増築、改築、間仕切り変更する場合
- 建物の使用用途を変更する場合
- 独立した建物同士を接続する場合

etc

防火対象物使用開始届出の提出等、手続きが必要になります。



事前相談やお問い合わせは、最寄りの消防署までご連絡ください。

[連絡先はこちらをクリック！！](#)